

項番	掲載場所	改定前	改定後
1	表題	振込口座事前確認サービス利用規定（M T・F D方式）（2020年3月改定）	振込口座事前確認サービス利用規定（M T・F D方式）（2024年12月改定）
2	5．免責事由	<p>5．免責事由</p> <p>（1）振込口座の確認結果の回答内容 当行は、他の金融機関が当行に回答した結果をそのまま所定の方法により契約者に回答し、所定の期間内に金融機関から当行に回答がない場合および振込データの形式不備等により他行宛に確認依頼を行うことができない場合には確認不能である旨を回答します。当行は、他の金融機関が行った回答の内容については、責任を負いません。</p> <p>（2）本人確認手段の不正使用等 所定の方法による本人確認を経た後で行った取引について、当行は契約者本人による取引とみなし、契約者が予め当行に届け出た印鑑と依頼書に使用された印影を相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>（3）その他 災害・事変・裁判所等の公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合、または当行以外の金融機関の責に帰すべき事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>5．免責事由</p> <p>（1）振込口座の確認結果の回答内容 当行は、他の金融機関が当行に回答した結果をそのまま所定の方法により契約者に回答し、所定の期間内に金融機関から当行に回答がない場合および振込データの形式不備等により他行宛に確認依頼を行うことができない場合には確認不能である旨を回答します。当行は、他の金融機関が行った回答の内容については、責任を負いません。</p> <p>（2）本人確認手段の不正使用等 所定の方法による本人確認を経た後で行った取引について、当行は契約者本人による取引とみなし、契約者が予め当行に届け出た印鑑と依頼書に使用された印影を相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>（3）その他 災害・事変・裁判所等の公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合、または当行以外の金融機関の責に帰すべき事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>
3	6．届出事項	<p>6．届出事項</p> <p>届出事項に変更がある場合には、貴社は当行所定の書面により当行に直ちに届け出るものとします。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>6．届出事項</p> <p><b>（1）届出事項の変更</b> 届出事項に変更がある場合には、貴社は当行所定の書面により当行に直ちに届け出るものとします。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p><b>（2）変更事項の届出がない場合の取扱い</b> 上記（1）に定める、届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または当行が送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p>
4	7．解約等	<p>7．解約等</p> <p>（1）本契約は、書面で通知することにより契約者および当行の一方の都合でいつでも解約することができます。</p> <p>（2）契約者が商号、代表者、住所その他の届出事項の変更の届出を怠ったため、前項による解約の通知が契約者に到達するのが遅延または到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとします。</p> <p>（3）総合振込サービスが解約となった場合、および契約者が本規定の定め違反した場合、当行は契約者に通知することなく本契約を解約することができるものとします。</p>	<p>7．解約等</p> <p><b>（1）解約方法</b> 本契約は、当事者の一方の都合で、当行所定の方法で相手方に通知することによりいつでも解約することができます。解約の通知は、当行所定の方法によるものとします。</p> <p><del>（2）契約者が商号、代表者、住所その他の届出事項の変更の届出を怠ったため、前項による解約の通知が契約者に到達するのが遅延または到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとします。</del></p> <p><b>（2）サービス解約事由</b> 総合振込サービスが解約となった場合、および契約者が本規定の定め違反した場合、当行は契約者に通知することなく本契約を解約することができるものとします。</p>
5	8．サービスの停止及び廃止		<p><b>8．サービスの停止及び廃止</b> 当行は、90日前の事前の通知（当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で契約者に公表することも含むものとします）をもって本サービスの一部もしくは全部を停止し、または廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行はこの期間を短縮できるものとします。この場合、契約者は当行に対しいさいの異議を述べず、かつ本サービスの一部もしくは全部の停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。</p>

6	9 . 契約期間	<p>8 . 契約期間</p> <p>本サービスの当初契約期間はサービス開始日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p>	<p>9 . 契約期間</p> <p>本サービスの当初契約期間はサービス開始日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p>
7	10 . 規定の変更	<p>9 . 規定の変更</p> <p>(1) 当行は本利用規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本利用規定の内容を変更できるものとし、変更後の本利用規定は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本契約を解約することができます。</p> <p>(2) 本利用規定が店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新の本サービス、本利用規定の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、本サービスの申込みおよび本サービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本利用規定をご確認ください。</p>	<p>10 . 規定の変更</p> <p>(1) 当行は本利用規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本利用規定の内容を変更できるものとし、変更後の本利用規定は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本契約を解約することができます。</p> <p>(2) 本利用規定が店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新の本サービス、本利用規定の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、本サービスの申込みおよび本サービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本利用規定をご確認ください。</p>